

令和7年における難民認定者数等について

1 難民認定手続及び補完的保護対象者認定手続（一次審査）

（1）難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数

ア 難民認定申請者数

（ア）難民認定申請を行った外国人（以下「難民認定申請者」という。）は、令和6年（12,373人）から1,075人減少し、11,298人でした。

令和7年上半期の平均は、1か月あたり約1,003人であるところ、令和7年下半期の平均は、1か月あたり約880人と、1か月あたり約123人減少しています。

これは、令和7年5月23日に公表した「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「不法滞在者ゼロプラン」という。）により、B案件（後記（カ）参照）の類型化と難民認定等申請者用の「特定活動」での在留を認めない措置（以下「在留制限」という。）を行った結果、誤用・濫用的な難民認定申請が抑制されたためと考えられます。

図表1-1：年別 難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数の推移（P1）

図表1-2：月別 難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数の推移（令和7年）（P1）

（イ）難民認定申請者の国籍は92か国にわたり、主な国籍は、タイ、ミャンマー、インド、スリランカ、バングラデシュとなっています。これら上位5か国からの申請者数は、申請者総数の約50.3%を占めており、申請者が特定の国籍に集中しています。

国籍別に見ると、スリランカが約63.1%、トルコが約44.2%減少している一方で、アジア地域ではミャンマー（約137.6%増）、インドネシア（約119.5%増）の申請者数が大幅に増加しているほか、ガーナ（約96.0%増）、カメルーン（約133.8%増）、ナイジェリア（約176.3%増）、エチオピア（約85.4%増）、リベリア（約483.3%増）など、特にアフリカ地域の申請者数が著しく増加しています（2,333人、約49.2%増）。

令和7年は、我が国において大阪・関西万博（4月13日から10月13日）や第9回アフリカ開発会議（TICAD9、8月20日から22日）などの大規模な国際イベント・国際会議が開催されましたが、当該開催時期に申請者数の増加が見られることから、これらの国際イベント・国際会議の開催が影響しているものと考えられます。

月別に見ると、8月以降の申請者数に減少傾向が見られますが、これは不法滞在者ゼロプランによりB案件の類型化と在留制限を行った結果として、誤用・濫用的な申請が抑制されたためと考えられます。

特にタイについては、5月をピークに申請者数が減少し8月以降はほとんど申請がない状態となりましたが、これは従前のタイの申請の中に誤用・濫用的な申請が多く含まれていたため、不法滞在者ゼロプランの実施によって申請する動機がなくなったことが要因と考えられます。

なお、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が公表している「UNHCR Refugee Data Finder」において2024年（令和6年）中に世界で難民認定申請者を多く出しているとする上位5か国について、

我が国における申請者数は192人（内訳：ベネズエラ1人、コロンビア3人、シリア35人、アフガニスタン153人、ソマリア0人）となっており、申請者総数の約1.7%を占めるのみとなっています。

図表1-3：国籍別・年別 難民認定申請者数（P2～4）

図表1-4：国籍別・月別 難民認定申請者数（令和7年）（P5）

（ウ）難民認定申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が10,600人（申請者総数の約93.8%）、不法滞在者が698人（同約6.2%）であり、正規滞在者が多くを占めています。

正規滞在者の在留資格は、観光等を目的として入国した「短期滞在」が7,506人と正規滞在者の約70.8%を占めています。正規滞在者の申請は、前年に比べて約8.8%減少しましたが、一方で「技能実習」からの申請者は、前年に比べて約98.7%増加しています。

また、令和7年の特徴的な例として、大阪・関西万博従事者用の「特定活動」で入国した者からの申請が120人、「公用」で入国した者からの申請が70人ありました。

令和7年に開催された国際イベント・国際会議関係では、大阪・関西万博の国際交流プログラムに参加する目的として「興行」で入国した者1人からの申請が誤用・濫用的な申請であると判明したほか、上記「公用」の70人のうち、令和7年中に難民等と認めない判断を終えた20人については、いずれもTICAD9の関係者として入国した者であって、その申請内容が誤用・濫用的な申請であると判明しています。

図表1-5：在留資格別・年別 難民認定申請者数（P6）

図表1-6：国籍別・年別 難民認定申請時における不法滞在者数（P6）

（エ）難民認定申請者のうち、約11.6%に当たる1,305人が、過去に難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行ったことがある申請者（以下「複数回申請者」という。）であり、申請回数が最多の複数回申請者は7回目の申請となっています。

また、複数回申請者のうち、申請時に不法滞在者であった者が391人（約30.0%）となっています。

図表1-7：年別 難民認定申請に係る複数回申請者数（P7）

図表1-8：国籍別・年別 難民認定申請に係る複数回申請者数（P7）

（オ）難民認定申請者の男女の内訳は、男性7,849人（申請者総数の約69.5%）、女性3,449人（同約30.5%）となっており、男性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代、30代が多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約67.6%、女性で約62.8%となっています。他方、0歳から19歳までの年齢の申請者は、男性で約8.0%、女性で約13.0%となっています。

図表1-9：男女別・年齢別 難民認定申請者数（令和7年）（P7）

（カ）難民認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により次のA案件からD案件までの分類に申請案件の振り分けを行い、振り分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留制限や就労を認めない措置（以下「就労制限」という。）を執っています。

- ・ A案件 難民若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件

- ・ B案件 難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件
- ・ C案件 再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件
- ・ D案件 上記以外の案件

難民認定申請案件の振り分け状況は、D案件が7,032人と最も多く、総数の約62.2%を占めています。

また、不法滞在者ゼロプランによりB案件の類型化を行った結果、令和6年に80人で約0.6%に過ぎなかったものが、令和7年は1,615人で約14.3%を占めるに至りました。

特に、不法滞在者ゼロプラン開始後の5月以降は、申請者総数7,447人に対して、B案件が1,596人となっており、約21.4%がB案件に振り分けられました。

一方で、A案件についても、令和6年の1,019人(約8.2%)から、令和7年は1,670人(約14.8%)と増加しています。

(注) 申請書の記載内容等によって、申請案件の振り分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

図表1-10：振り分け分類別・年別 難民認定申請者数 (P8)

図表1-11：振り分け分類別・年別 難民認定申請者数の推移 (P8)

図表1-12：振り分け分類別・月別 難民認定申請者数(令和7年) (P9)

図表1-13：振り分け分類別・月別 難民認定申請者数の推移(令和7年) (P9)

イ 補完的保護対象者認定申請者数

(ア) 補完的保護対象者認定申請を行った外国人(以下「補完的保護対象者認定申請者」という。)は、令和6年(1,273人)から962人減少し、311人でした。

補完的保護対象者認定申請者の国籍は10か国にわたり、主な国籍はウクライナです。

図表1-14：国籍別・年別 補完的保護対象者認定申請者数 (P10)

図表1-15：国籍別・月別 補完的保護対象者認定申請者数(令和7年) (P10)

(イ) 補完的保護対象者認定申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が306人(申請者総数の約98.4%)、不法滞在者が5人(同約1.6%)であり、正規滞在者が多くを占めています。

なお、正規滞在者の在留資格は、本国における情勢不安を理由に在留する「特定活動」が130人と、申請者総数の約41.8%を占めています。

図表1-16：在留資格別・年別 補完的保護対象者認定申請者数 (P11)

(ウ) 補完的保護対象者認定申請者のうち、約1.3%に当たる4人が、複数回申請者であり、申請回数が最多の複数回申請者は3回目の申請となっています。

(エ) 補完的保護対象者認定申請者の男女の内訳は、男性136人(申請者総数の約43.7%)、女性175人(同約56.3%)となっており、女性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代が多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約65.4%、女性で約66.3%となっています。他方、0歳から19歳までの年齢の申請者は、男性で約21.3%、女性で約12.6%となっています。

図表 1-17：男女別・年齢別 補完的保護対象者認定申請者数（令和 7 年）
（P 1 1）

（オ）補完的保護対象者認定申請を受け付けたときも、前記ア（カ）と同様に、申請書の記載内容等により A 案件から D 案件までの分類に申請案件の振り分けを行い、振り分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留制限や就労制限を執っています。

補完的保護対象者認定申請案件の振り分け状況は、A 案件が 3 0 2 人と最も多く、総数の約 9 7. 1 % を占めています。

（注）申請書の記載内容等によって、申請案件の振り分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

図表 1-18：振り分け分類別・年別 補完的保護対象者認定申請者数（P 1 2）

図表 1-19：振り分け分類別・年別 補完的保護対象者認定申請者数の推移
（P 1 2）

（2）一次審査の処理の状況

ア 難民認定申請に係る処理の状況

（ア）難民認定申請の処理数は 1 4, 8 3 2 人であり、前年に比べて 6, 4 5 5 人（約 7 7. 1 %）増加しました。

その内訳は、難民と認定した者（以下「難民認定者」という。）1 8 3 人、難民と認定しなかった者 9, 2 1 4 人（このうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者 7 9 人）、申請を取り下げた者等 5, 4 3 5 人となっています。このうち、申請を取り下げた者等の数は、処理数の約 3 6. 6 % を占めています。

また、申請を取り下げた者等の数は、前年に比べて 2, 3 5 1 人（約 7 6. 2 %）増加しました。

なお、申請を取り下げた者の約 7 1. 7 % が本邦を出国し、約 1 3. 8 % が本邦に不法に滞在し続けています（令和 8 年 2 月 1 日時点）。

これらの申請を取り下げた者は、難民認定申請を継続する事情のない者であり、誤用・濫用的な申請が多く含まれていると考えられます。

そして、申請を取り下げた者の主な国籍は、タイ、スリランカ、トルコ、インド、ウズベキスタンとなっており、これら上位 5 か国が取り下げ総数の約 7 1. 8 % を占め、特定の国籍に集中しています。

月別に見ると、不法滞在者ゼロプランの開始後、処理数が増加傾向にあり、1 2 月の処理数は 2, 0 9 0 人と 1 月の処理数の倍以上となっています。

その結果、未処理数は過去最高となった 5 月末時点の 2 0, 1 4 1 人から 4, 1 7 2 人減少し、1 2 月末時点で 1 5, 9 6 9 人と 5 月末時点から約 2 0. 7 % の減少となっています。

図表 2-1 : 年別 難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請の処理数の推移 (P 13)

図表 2-2 : 月別 難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請の処理数の推移 (令和7年) (P 13)

図表 2-3 : 処分内容別・年別 難民認定申請の処理数の推移 (P 14)

図表 2-4 : 処分内容別・年別 補完的保護対象者認定申請の処理数の推移 (P 14)

図表 2-5 : 月別 難民認定申請の処理状況 (一次審査・令和7年) (P 15)

図表 2-6 : 月別 難民認定申請の処理状況の推移 (一次審査・令和7年) (P 15)

図表 2-7 : 国籍別・年別 難民認定申請の処理状況 (一次審査) (P 16)

(イ) 一次審査の平均処理期間は約 22.5 月であり、令和6年から横ばいとなっています。

これは、不法滞在者ゼロプランにより処理を迅速化し処理数が増加 (令和6年5,293人、令和7年9,397人) した結果、申請が古い案件も多く処理されたことが要因となっています。

振り分け分類別では、A案件が約 17.0 月、B案件が約 4.3 月となっています。

図表 2-8 : 振り分け分類別・年別 難民認定申請に係る処理数及び平均処理期間 (P 17)

図表 2-9 : 年別 難民認定申請に係る平均処理期間の推移 (P 17)

(ウ) 地方局別の申請者数では、東京出入国在留管理局 (以下「東京局」という。) が 10,445 人と総数に占める割合が約 92.45% となっており、9割以上の申請が東京局に集中しています。

図表 2-10 : 地方局別 難民認定申請の処理状況 (令和7年) (P 18)

図表 2-11 : 地方局別 難民認定申請者数の割合 (令和7年) (P 18)

図表 2-12 : 年別 難民認定申請の処理状況の推移 (P 19)

イ 補完的保護対象者認定申請に係る処理の状況

(ア) 補完的保護対象者認定申請の処理数は 430 人であり、前年に比べて 1,224 人 (約 74.0%) 減少しました。

その内訳は、補完的保護対象者と認定した者 (以下「補完的保護対象者認定者」という。) 391 人、補完的保護対象者と認定しなかった者 8 人、申請を取り下げた者等 31 人となっています。このうち、申請を取り下げた者等の数は、処理数の約 7.2% を占めています。

図表 2-13 : 月別 補完的保護対象者認定申請の処理状況 (一次審査・令和7年) (P 20)

図表 2-14 : 月別 補完的保護対象者認定申請の処理状況の推移 (一次審査・令和7年) (P 20)

図表 2-15 : 国籍別・年別 補完的保護対象者認定申請の処理状況 (一次審査) (P 21)

(イ) 一次審査の平均処理期間は約 6.5 月であり、前年に比べて約 3.9 月増加しました。

図表 2-16 : 年別 補完的保護対象者認定申請に係る平均処理期間の推移 (P 21)

図表 2-17：振り分け分類別・年別 補完的保護対象者認定申請に係る処理数及び平均処理期間（P 2 1）

図表 2-18：地方局別 補完的保護対象者認定申請の処理状況（令和 7 年）（P 2 2）

図表 2-19：年別 補完的保護対象者認定申請の処理状況の推移（P 2 2）

2 審査請求

（1）難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請に係る認定をしない処分に対する審査請求数

ア 令和 7 年の審査請求数は 7,702 人で、前年に比べて 4,426 人（約 135.1%）増加しました。

このうち、補完的保護対象者認定申請に係る認定をしない処分に対する審査請求を行ったのは 4 人です。

図表 3-1：年別 審査請求数の推移（P 2 3）

図表 3-2：月別 審査請求数の推移（令和 7 年）（P 2 3）

イ 審査請求人の国籍は 57 か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、トルコ、パキスタン、タイ、インドとなっています。これら上位 5 か国だけで審査請求人全体の約 68.8%、上位 10 か国で約 88.4% を占めており、審査請求人の大半が特定の国籍に集中しています。

図表 3-3：国籍別・年別 審査請求数（P 2 4～2 5）

図表 3-4：国籍別・月別 審査請求数（令和 7 年）（P 2 6）

（2）審査請求の処理の状況

ア 令和 7 年の審査請求の処理数は 4,676 人であり、前年に比べて 562 人（約 13.7%）増加しました。

その内訳は、審査請求に「理由あり」とされた者 8 人（難民等認定者）、「理由なし」とされた者 3,422 人（難民等不認定者）、審査請求を取り下げた者等 1,246 人となっています。このうち、審査請求を取り下げた者等の数は、処理数の約 26.6% を占めています。

審査請求に「理由あり」とされた者 8 人のうち、難民認定者は 4 人、補完的保護対象者認定者は 4 人です。

図表 3-5：処分内容別・年別 審査請求の処理数の推移（P 2 7）

図表 3-6：月別 審査請求の処理状況の推移（令和 7 年）（P 2 8）

図表 3-7：年別 審査請求の処理状況の推移（P 2 9）

図表 3-8：国籍別・年別 審査請求の処理状況（P 3 0）

図表 3-9：地方局別 審査請求の処理状況（令和 7 年）（P 3 1）

イ 審査請求に「理由あり」とされた者（難民等認定者）及び「理由なし」とされた者（難民等不認定者）のうち、口頭意見陳述等期日を実施したのは 390 人、実施しなかったのは 3,040 人となっています。

口頭意見陳述等期日を実施しなかった 3,040 人のうち、口頭意見陳述の申立てを放棄した者は 1,727 人となっています。

図表 3-10：口頭意見陳述等期日実施状況（P 3 2）

ウ これら審査請求に「理由あり」又は「理由なし」とされた者に係る裁決・決定に当たって、法務大臣が難民審査参与員の多数意見と異なる判断をした事案はありません。

（注）平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正前入管法の異議申立てによるものを含みません。

エ 審査請求の平均処理期間は約13.4月となっています。

図表3-11：年別 審査請求の平均処理期間の推移（P33）

3 難民認定制度全体の保護の状況

難民認定制度全体の運用の結果、我が国での在留を認めた者は1,186人となっています。その内訳は、次のとおりです。

図表4-1：年別 難民認定制度全体の運用の結果として在留を認めた者の数の推移（P34）

(1) 難民認定者数（入管法第61条の2第1項による認定）

難民認定者数は、一次審査での認定者183人及び審査請求で「理由あり」とされた者4人を合わせた187人であり、前年に比べて3人減少しました。

難民認定者の認定事由は、「政治的意見」が183人、「人種」が9人、「宗教」が3人、「特定の社会的集団の構成員であること」が2人、難民条約第1条D項後段の国連機関の保護が終了した者が2人となっています。

（注）1人の難民認定者について認定事由が複数ある場合は、その全てを計上しています。

図表4-2：国籍別・年別 難民認定者数（P35）

図表4-3：年別 難民認定者の認定事由の推移（P36）

(2) 補完的保護対象者認定者数（入管法第61条の2第2項又は同条第3項による認定）

補完的保護対象者認定者数は、一次審査での認定者数470人及び審査請求で「理由あり」とされた者4人を合わせた474人であり、前年に比べて1,187人減少しました。

図表4-4：国籍別・年別 補完的保護対象者認定者数（P36）

(3) 難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者

難民認定制度全体の運用の結果として人道的な配慮を理由に在留を認めた者の数は、一次審査で在留を認めた者522人及び審査請求で在留を認めた者3人を合わせた525人であり、前年に比べて190人増加しました。

その内訳は次のとおりです。

ア 難民認定申請に対し人道的な配慮を理由に在留を認めた者

難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は、一次審査で在留を認めた者519人及び審査請求で在留を認めた者3人を合わせた522人であり、前年に比べて189人増加しました。

イ 補完的保護対象者認定申請に対し人道的な配慮を理由に在留を認めた者

補完的保護対象者とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は、一次審査で在留を認めた者3人であり、前年に比べて1人増加しました。

図表4-5：年別 人道配慮数（P37）

図表4-6：国籍別・年別 人道配慮数のうち本国情勢等を踏まえて在留を認めた者の数（P37）

(4) 一次審査における保護の状況

一次審査における難民認定者数183人、補完的保護対象者認定者470人及び人道的な配慮を理由に在留を認めた者522人を合わせた数は、1,175人であり、申請を取り下げた者等の数を除いた処理数に占める割合（保護率）は、約12.0%です。

なお、前記1(2)ア(ア)記載の申請を取り下げた者が多い上位5か国の申請者に係る処理数を除くと、約28.8%となります。

図表4-7：年別 一次審査における保護の状況の推移 (P38)

4 本国情勢等を踏まえた保護の状況

アフガニスタン、ウクライナ、シリア、スーダン及びミャンマーの5か国については、本国における情勢不安を理由に本邦への在留を希望する者に対して、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしています。

上記の「特定活動」を有して在留している者は、令和7年12月末時点で34,749人(難民認定等手続を経ていない者を含む。)です。

その内訳は、ミャンマーが33,688人、シリアが346人、ウクライナが341人、アフガニスタンが314人、スーダンが60人です。

5 仮滞在許可の運用状況

(1) 仮滞在許可数

仮滞在を許可した者は73人であり、前年に比べて23人減少しました。

仮滞在の許可を判断した人数は1,379人で、許可されなかった者の主な理由は、本邦に上陸した日から6か月を経過した後に難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請をしたこと(1,001人)となっています。

図表5-1：年別 仮滞在許可の運用状況の推移 (P39)

図表5-2：仮滞在が許可されなかった主な理由の内訳(令和7年) (P39)

(2) 仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得許可

仮滞在の許可を受けた者で在留資格の取得を許可した者は13人であり、主な国籍はミャンマーです。

(注)「仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得許可」(入管法第61条の2の5)とは、仮滞在許可者は難民認定手続中又は補完的保護対象者認定手続中は退去強制手続が停止されることから、難民認定手続又は補完的保護対象者認定手続の過程で仮滞在許可者に在留資格を与えるべき特別な事情が判明するなどした場合に、仮滞在許可者の地位の安定化を図ることを目的として、早期に在留資格の取得を許可する制度です。

図表5-3：年別 仮滞在許可者に係る在留資格の取得許可数 (P39)

(3) 仮滞在の許可を受けた者の報酬を受ける活動の許可

仮滞在の許可を受けた者で報酬を受ける活動の許可の申請をした者は6人です。

また、仮滞在の許可を受けた者で報酬を受ける活動を許可した者は0人です。

(注)「仮滞在の許可を受けた者の報酬を受ける活動の許可」(入管法第61条の2の7)とは、仮滞在許可者は原則として就労活動を行うことを禁止されているところ、仮滞在許可者が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、当該仮滞在許可者から申請があった場合において相当と認めるときは、これを行うことを許可することができる制度です。

図表5-4：年別 仮滞在許可者に係る報酬を受ける活動の申請数及び許可数 (P39)

6 一時庇護のための上陸の許可申請

(1) 一時庇護上陸許可申請数

ア 一時庇護のための上陸の許可(以下「一時庇護上陸許可」という。)を申請した者は59人であり、令和6年(91人)から32人減少しました。

図表 6-1 : 年別 一時庇護上陸許可申請数の推移 (P 40)

イ 一時庇護上陸許可申請者の国籍は 16 か国にわたり、主な国籍はミャンマー、イラン、シリア、中国です。

図表 6-2 : 国籍別・年別 一時庇護上陸許可申請数 (P 40)

(2) 処理の状況

一時庇護上陸許可申請の処理数は 58 人であり、令和 6 年 (92 人) と比較して 34 人減少しました。

その内訳は、難民又は補完的保護対象者に該当する可能性がある者として上陸を許可された者が 8 人、上陸を許可されなかった者が 42 人、申請を取り下げた者等が 8 人となっています。

図表 6-3 : 国籍別・年別 一時庇護上陸許可数 (P 41)

図表 6-4 : 国籍別・年別 一時庇護上陸不許可数 (P 41)

図表 6-5 : 港別 一時庇護上陸許可申請の処理状況 (令和 7 年) (P 42)

図表 6-6 : 年別 一時庇護上陸許可申請の処理状況の推移 (P 42)